

公的ストック適正化に関する各省庁の取組状況（農林水産省）

<管理者への通知と改定内容>

2 水港第 2878 号
令和 3 年 3 月 31 日

北海道知事 殿

水 産 庁 長 官

インフラ長寿命化計画（行動計画）の改定について

標記の件について、インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年 8 月 19 日付け 26 水港第 1921 号水産庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改定したので、御知照のととも、水産庁所管インフラの予防保全型の老朽化対策をさらに推進していただくようお願いいたします。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知するとともに、本行動計画の推進にあたって適切な御指導をお願いします。

インフラ長寿命化計画（行動計画）の改定内容

- 行動計画の位置付け**
「インフラ長寿命化基本計画」平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定に基づき、農村振興局が所管する土地改良施設等（農業水利施設、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設）の維持管理・更新等を推進する中期的な（令和 2 年度（2020 年度）まで）取組の方向性を、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」平成 26 年 8 月 19 日農村振興局）として取りまとめたところである。
- 改定の背景**
「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」令和元年 12 月 19 日経済財政諮問会議において、各省において策定したインフラ長寿命化計画の計画期間が 2020 年度までであることを踏まえ（中略）新計画への見直しを進める。」とされていることから、行動計画の改定を行った。
- 改定の内容**
前計画では、且指すべき姿として、ストックマネジメントサイクルの確立を掲げ、その実現を図る個別施設計画の策定に主眼を置いた記載（参考 1）となっており、本計画に基づき、令和 2 年度中に策定対象となっているすべての施設の個別施設計画を策定することとしていた。
そのため、次期行動計画では、本行動計画の策定を規定するインフラ長寿命化基本計画及び新たな土地改良長期計画（令和 3 年 3 月閣議決定）を踏まえ、予防保全型の老朽化対策の推進を目指すとし、その実現を図るため、
① 点検、診断、補修及び更新の実施に際して蓄積した情報を活用し、継続的な個別施設計画の更新
② 施設の集約や再編、統廃合等のストックの適正化による維持管理費の低減
③ 維持管理に関する情報を蓄積したデータベースの更なる利活用
④ 新技術の導入促進による維持管理業務の効率化
を図る内容として改定した。

水産庁インフラ長寿命化計画（行動計画）の概要

- インフラ長寿命化基本計画に基づき水産庁が所管するインフラに係る行動計画をとりまとめ
- 水産基本計画や漁港漁場整備長期計画に沿った予防保全型の老朽化対策の推進と相まって国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を実現

漁港漁場施設、漁業集落環境施設及び海岸保全施設

計 画 期 間

令和 3 年度（2021 年度）から令和 8 年度（2026 年度）まで

中長期的な
コストの見直し

今後 30 年間に必要な維持管理・更新費を推計したところ、約 3.5 兆円となった。事後保全の場合の約 6.6 兆円に比べて約 5 割低減。

	現状と課題	必要施策に係る取組の方向性
点検・診断／ 修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断等を行う人材、ノウハウの不足 ○修繕・更新等に係る予算の不足 ○気候変動による海面上昇等への対応 ○人口減少など社会経済情勢の変化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン等による説明会・講習会等を通じた技術的支援 ○補助金・交付金による取組の財政的な支援 ○修繕・更新にあわせた現行設計基準への適合 ○機能の集約化・再編、既存施設の統廃合等によるストックの適正化
基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○より実用的なマニュアル等に対するニーズ ○新技術により代替可能なものを基準類に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○マニュアル等の内容の充実 ○新技術に関する情報提供などを含めて基準類の適時・適切な改訂
情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○電子化とデータベース化の更なる推進 ○情報の活用に向けた収集・蓄積が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○維持管理・更新等を通じた情報の電子データの一元管理 ○データベースの整備・利活用、関係者による情報の共有
個別施設計画の 策定・更新	<ul style="list-style-type: none"> ○個別施設計画を策定したものを更新していく必要 ○管理者によって計画内容にばらつき 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別施設計画の更新の推進 ○補助金・交付金による支援 ○説明会等の開催、マニュアル等の整備・提供による支援
新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> ○新技術の事例集や個別技術のマニュアルを作成 ○点検・診断における新技術の導入・普及が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○ UAV、ROV等のセンシング技術の活用、非破壊検査技術等の導入・普及 ○機能診断や老朽化進行予測等の技術開発の推進 ○従来の点検方法と代替可能な新技術のマニュアル等への反映、活用促進
予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ○対策の実施時期の推定と対策費用の算定精度の更なる向上 ○長期的な視点から予算の平準化が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策の優先順位を考慮した予算の平準化 ○新技術の導入による対策費用の縮減 ○ライフサイクルコストの算定精度の向上、適切な予算管理の推進
体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の創設、発注関連業務への支援 ○専門的知識を有する技術者が不足する中で、技術的な支援体制の確保が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラメンテナンス国民会議、試験研究機関による連携支援、 ○国・都道府県・市町村等によるブロックごとの連携・協力の推進 ○発注制度の改善、市町村支援の強化、漁業関係者や市民団体との連携
法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○厳しい財政制約下において、施設利用実態や管理者の実情に応じた実現可能な制度の構築が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度化が必要な事項については、機会を捉えて法令等の整備

フォローアップ計画

本行動計画の取組内容の進捗状況の把握、課題への対応

公的ストック適正化に関する各省庁の取組状況(厚生労働省)

- ・水道においては、各水道事業者に、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、更新の機会を捉えた施設のダウンサイジング・統廃合・再配置・共同化などにも取り組むよう要請。
- ・医療施設においては、施設の老朽化対策の観点も含め、地域の医療機能の分化・連携に向けて医療施設を整備する際には、地域医療介護総合確保基金により支援を実施しているところ。
- ・福祉施設においては、施設の集約化・複合化の状況について、2021年11月に調査を実施。

<分野ごとの取組内容>

水道施設	<ul style="list-style-type: none">・施設の共同化、管理の一体化等の事例を収集・複数の水道事業者における水道施設の最適配置の効果を検討・試算・施設のダウンサイジングの実施状況を調査・事例を収集
医療施設	<p>○地域医療介護総合確保基金により、以下の取組に対する助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等を進めるため、医療機関が実施する施設・設備の整備・地域医療構想の実現を図る観点から、自主的に行われる病床減少を伴う医療機関の病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組
福祉施設 (老人福祉施設等・児童福祉施設等・障害福祉施設等・保護施設)	<ul style="list-style-type: none">・施設の集約化・複合化の状況について調査を実施し整理

公的ストック適正化に関する各省庁の取組状況(厚生労働省)

水道施設の集約・再編等に関する主な支援策

厚生労働省により、水道事業者等の施設の集約・再編等の参考となる先進事例等を調査、公表している

水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査
(広域連携及び官民連携の推進に関する調査) (令和2年度)

施設の共同化、管理の一体化等の事例を収集

水道基盤強化計画策定に向けた水道施設の最適配置計画の検討業務
(令和2年度)

複数の水道事業者における水道施設の最適配置の効果を検討・試算

水道施設の更新・耐震化計画策定におけるダウンサイジング等の検討状況
調査 (平成29年度)

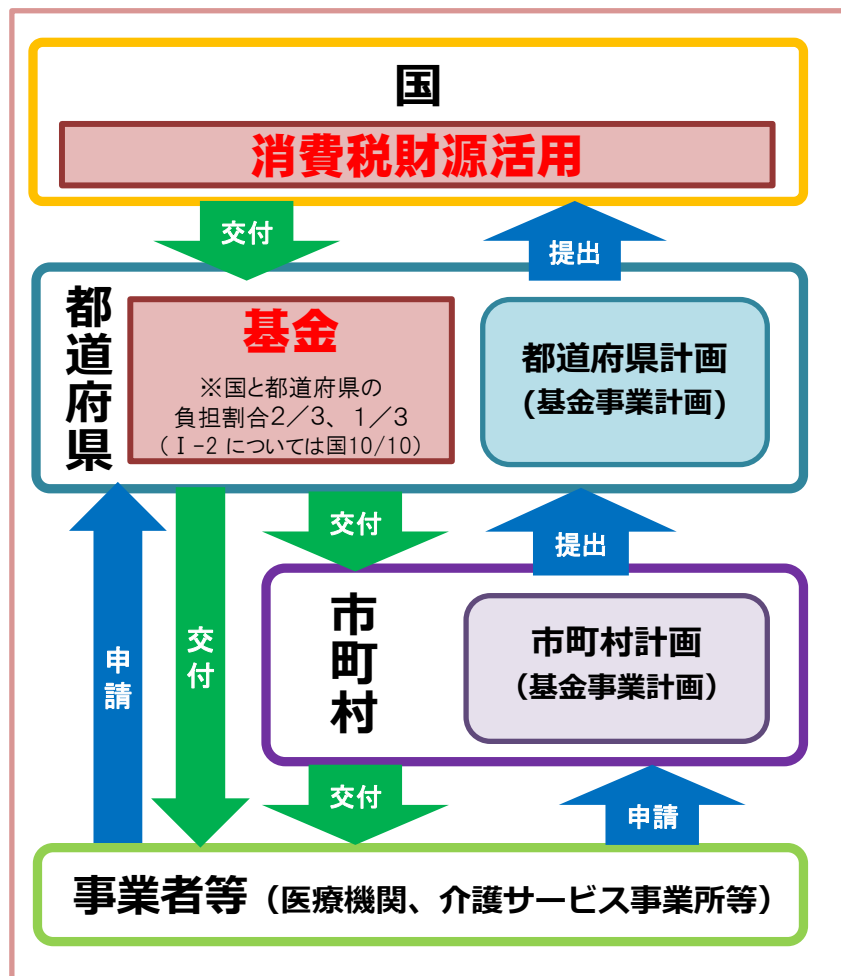
施設のダウンサイジングの実施状況を調査、事例を収集

公的ストック適正化に関する各省庁の取組状況(厚生労働省)

地域医療介護総合確保基金

令和4年度予算額: 公費で1,853億円
(医療分 1,029億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
 - 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

公的ストック適正化に関する各省庁の取組状況(厚生労働省)

地域医療介護総合確保基金(医療分)の対象事業①

I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備の整備に対する助成を行う。

(病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備)

- ・ 平成28年度末までに策定された地域医療構想に基づいた病床機能の転換等の施設・設備整備に対する助成事業
- ・ ICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を行う事業

I-2. 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う。

(「単独医療機関」の取組に対する財政支援)

- ・ 病床数の減少を伴う病床機能再編を行う医療機関に対する支援

(「複数医療機関」の取組に対する財政支援)

- ・ 病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関に対する支援
- ・ 統合に伴い廃止される医療機関の残債を承継する医療機関に対し発生する利子について支援

II. 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

(在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備)

- ・ 在宅医療の実施に係る拠点の整備 / 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援 / 在宅医療推進協議会の設置・運営 等

(在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業)

- ・ 在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成 / 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 等

(その他在宅医療の推進に資する事業)

- ・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 / 在宅医療や終末期医療における衛生材料や医療用麻薬等の円滑供給の支援 等

公的ストック適正化に関する各省庁の取組状況(厚生労働省)

地域医療介護総合確保基金(医療分)の対象事業②

IV. 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

(医師確保対策)

- ・ 地域医療支援センターの運営
- ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施
- ・ 卒業後に地域医療に従事する意思を有する医学生に対する修学資金の貸与
- ・ 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- ・ 女性医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士の復職や再就業の支援 等

(看護職員等確保対策)

- ・ 新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施
- ・ 看護職員が都道府県内に定着するための支援
- ・ 看護師等養成所の施設・設備整備、看護職員定着促進のための宿舍整備 等

(医療従事者の勤務環境改善対策)

- ・ 医療勤務環境改善支援センターの運営
- ・ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援
- ・ 電話による小児患者の相談体制や休日・夜間の小児救急医療体制の整備 等

VI. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

医師の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。

(労働時間短縮に向けた総合的な取組に対する財政支援)

- ・ 勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・ 当直明けの勤務負担の緩和
- ・ 複数主治医制の導入
- ・ 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・ タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進 等